

平成 3 1 年 度

予 算 編 成 方 針

財 務 部 財 政 課

平成31年度予算編成方針

I 現在の経済情勢と本市の財政状況について

現在の我が国の経済情勢は、アベノミクスの推進により、雇用・所得環境の改善が続く中で、緩やかに回復している。有効求人倍率は1.6倍と1974年以来44年ぶりの高さとなる一方、失業率は2.2%と1992年以来25年ぶりの低さとなるなど、雇用情勢は着実な改善が続いている。所得環境についても、2%程度の高い賃上げが4年連続で実現し、最低賃金が5年連続で大幅な上昇となるなど、雇用の改善もみられる。

政府は、この持続的な経済成長を成し遂げるためには、少子高齢化への対応が不可避であるとし、「生産性革命」と「人づくり革命」を車の両輪として、少子高齢化という最大の壁に立ち向かうため、「新しい経済政策パッケージ」を平成29年12月8日に閣議決定し、その実現へ取り組んでいるところである。

なお、経済の先行きについては、雇用・所得環境の改善が続く中で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待されているが、海外経済の不確実性、金融資本市場の変動の影響等に留意するとともに、全国各地で起きている豪雨や平成30年9月に発生した北海道胆振東部地震などが経済に与える影響にも十分留意する必要があるとしている。

本市の財政状況は、平成29年度の決算において、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は97.0%となり、市税等の収入の伸びなどにより前年度より1.3ポイント改善したものの、扶助費等の義務的

経費は増加しており、本市の財政状況は依然として、硬直している状態である。

今後の将来推計においても、扶助費等の社会保障関連経費の増、公債費の増などの経常経費の増が見込まれており、引き続き財源の確保及び歳出の削減に努めていかなければならない。なお、市債の中でも事業債は、ハード事業を実施する上で、年度間調整と後年度負担を考慮するための必要な財源であり、将来の過度な負担とならないよう慎重かつ計画的な発行に努める必要があるが、地方交付税として交付されるべき財源の不足分を補填するために発行する臨時財政対策債の残高は年々増加しており、市債発行額増加の原因となっているところである。

財政の健全化については、健全性を判断する指標である、健全化判断比率に注意して財政運営を行っており、健全化判断比率の一つである実質公債費比率は、平成29年度決算では0.5%と前年度より0.1ポイント上昇したものの、早期健全化基準である25%を下回っており、また将来負担比率は、平成29年度決算では34.7%と、早期健全化基準である350%を大きく下回っている。市債の発行にあたっては、後年度の財政負担が過大にならないよう、引き続き慎重に運用を行うとともに、今後の施設の老朽化等に対応するため、財政調整基金等の基金の増嵩を図ることが必要となっている。

II 前倒し要求結果について

平成31年度の予算編成に向けて、財源不足を早期に把握し、財源調整を図るため、全ての経費について前倒し要求を実施した。結果は

以下のとおりである。

1 歳入について

(1) 市税について

本市の歳入の根幹をなす市税については、直近の税制改正及び平成29年度の決算の状況から、前年度と比較して増収を見込んだ。

(2) 地方交付税について

国の経済財政運営の基本指針「骨太の方針」では、「平成31年度の地方税や地方交付税などの地方の一般財源の総額については、平成30年度の地方財政計画の水準と同水準を確保する」ことが明記されたところであるが、一方で、臨時財政対策債の発行額を圧縮する方針を出していることなど、地方交付税制度の先行きは不透明である。

(3) その他の歳入について

国・県支出金等については、従前の例にこだわることなく、積極的に関係団体と協議し、財源を確保するなどの取組みが必須である。

2 歳出について

歳出については、実施計画に位置づけられた事業をベースに予算を編成することを基本とするが、女性の社会進出や国の少子化対策・子育て支援政策などに対応し、待機児童の解消に向け最優先で取り組まなければならないことや、国が新たに進める少子化対策の一つである幼児教育の無償化への取組みが必要となるなど、社会情勢の

変化への対応も進めていかなければならない。

また、扶助費等の社会保障関連経費は恒久的に増加しているとともに、先行して取り組んだ大型事業の実施などより公債費も増加しており、義務的経費の増大は避けられない状況となっている。

なお、消費税については、平成31年10月より消費税率の引き上げが見込まれており、一定の歳出増を見込んでいる。

以上のことから、現時点では約24億円の収支不足が生じている状況である。

Ⅲ 予算編成の基本方針

このような厳しい財政状況の中であっても、市民生活に深く関わるさまざまな課題等に、全庁をあげて対応していかなければならないことから、平成31年度予算編成の基本方針は次のとおりとする。

平成31年度は、第4次実施計画の2年目となり、基本構想に定めた政策目標・施策目標の達成のため、市民サービスの充実を図るとともに、優先事業とされる待機児童対策や市民生活にとって特に重要で、かつ緊急性が高い事業を着実に実施していかなければならない。

しかしながら、前述のとおり、前倒し要求の時点で財源不足が生じており、実施計画に採択された事業であっても実施できないおそれがあるなど、厳しい予算編成とならざるを得ない。

そのため、財源については前述のとおり、積極的な財源確保に努めることはもちろんのこと、第4次実施計画に採択された事業においても、各部局において、業務計画、事務事業評価及び業務棚卸評価に基づき、緊急度、優先度を踏まえた事業選択を徹底するとともに、再度

事業の効率化・適正化を図ることが必要である。

また、市民ニーズに即した施策の展開を視野に入れ、「時代に即した行政経営の基本方針2017（C3成長加速化方針）」に基づく事業の縮減・統合についても再検討するとともに、民間委託への推進など地方交付税に影響を与える国のトップランナー方式の平成31年度の導入を見据えた業務改革を行い、また、事業手法についても見直し、さらに後年度への先送りも検討するなど、職員一人ひとりが、今一度財政状況をしっかりと再認識し、さらにコスト意識を持ち、これまで以上に全庁的な視点を持って、予算編成作業にあたる必要がある。

予算査定においても上記の方針を基にした、厳しい査定になることを理解願いたい。

IV 予算編成手法について

平成31年度予算編成においては、第一次経費、第二次経費ともに、一件査定を実施する。

1 第一次経費及び第二次経費について

前倒し要求にあたっては、第4次実施計画において採択された調整後の事業費が上限であることを示したが、現状において、財源不足額が生じている。

そのため、実施計画（調整後）を上限とし、再度事業費を精査するとともに、削減を検討すること。各課かいにおいては、業務計画、事務事業評価及び業務棚卸評価との整合を図り、既存の事務事業に固執することなく、事務事業の優先度を的確に把握し、取捨選択を行った

上で、予算を編成するものとする。

また、当初予算において、事業費への一般財源の充当を機械的に枠内におさめ、年度途中で不足額を生じさせたり、国庫支出金等の特定財源を過大に見積もり、歳入欠陥を生じさせたりすることがないように十分留意し、さらに計上する科目については、年度の途中で科目更正のないよう留意すること。

なお、財政状況が厳しい中、第4次実施計画で採択されていない事業及び庁議を経ていない事業の要求は、原則認めない。

また、上限額以内で要求された事業についても、査定により削減することがあることを、承知されたい。

V 予算編成にあたっての留意事項

1 年間予算の編成

事務事業の計画的な執行を図るため、適切に年間予算を編成すること。編成にあたっては、平成29年度の決算状況及び平成30年度の予算執行状況を踏まえること。

2 歳入に関する事項

歳入の見積もりにあたっては、社会経済情勢の動向、過去の実績等を精査・分析し、地方財政計画や地方行財政に関する国の制度改正の動向等の情報収集に努めるとともに、それにかかわる財源を正確に捕捉し、当初予算に的確に反映させること。

特に、制度の変更が生じることが予想されるものについては、関係機関との連絡を密にし、遺漏のないよう努めること。

(1) 市 税

市税収入については、新たな増減要因が判明した場合は、確実に当初予算に反映させること。また、引き続き適正な賦課、徴収に努めるとともに、より一層の収納率の向上に取り組むこと。合わせて保険料など税外収入を所管する部局とも緻密な連携を図りながら、自主財源の確保に努めること。

(2) 分担金及び負担金

国庫補助基準等がある場合は、その基準を考慮するとともに、受益者負担の原則に基づき、受益と負担のバランスの適正化を図ること。

(3) 使用料及び手数料

維持管理経費等を含めたトータルコストを考慮し、受益者負担の割合を適正に設定し、その水準を検討すること。

なお、指定管理者制度と利用料金制度を合わせて導入した場合、施設の利用料金は指定管理者の収入となることから、詳細な事項については、行政改革推進室と協議すること。

(4) 国・県支出金

国・県支出金等については、関係機関との連絡を密にし、最新の情報を積極的に収集すること。また、交付要綱等を精読し、補助対象を的確に把握すること。平成30年度も当初の歳入予算に満たない事業が見受けられたことから、現状の国・県支出金等の確保を関係機関に積極的に強く働きかけるとともに、交付率も考慮し、当初予算に適切な額を反映すること。

(5) 市 債

市債については、償還が及ぼす将来の財政負担を考慮し、慎重な運用に努めること。

3 歳出に関する事項

(1) 人件費

義務的経費である人件費については、効率的・効果的な行政経営をめざし、経営改善方針に位置付けた総人件費の適正化という視点から、職員数の適正化を図っている。

平成31年度においても、各部局において、職員の負担の軽減や時間外勤務手当をはじめとする人件費の抑制を行うため、業務の効率化を進めるとともに、再任用職員、非常勤嘱託職員、臨時職員等の適正な活用に取り組むこと。

(2) 扶助費

扶助費については、現在の社会情勢に合った事業への再構築、社会的かつ時代的にも使命を終えたと判断される事業の廃止や抜本的な見直しを行うなど、扶助費の増加は財政硬直化の大きな要因となっていることから抑制に努めること。

(3) 補助金・負担金

補助金については、「茅ヶ崎市における補助金等の見直しについて」で示した基準及び「時代に即した行政経営の基本方針2017（C3成長加速化方針）」に基づき見直しを行った上で、支出の必要性や補助金の適正額を精査すること。

なお、各種行政協議会等の負担金については、前年度に引き続

き削減、廃止に努めること。

(4) 消費税増税

平成28年11月に消費税法の一部が改正され、平成31年10月より消費税率の引き上げが見込まれている。予算要求に際しては、必要な消費税増税分を的確に見込むこと。ただし、消耗品及び備品については、増税前に購入し、経費削減を図ることは当然であるから、増税分の要求は原則認めない。

(5) 予算の繰越

年度内の事業の完了が見込めず、繰越する事業が近年増加しており、議会等でも指摘されている。よって、年度内に完了するよう事業の進捗管理を徹底するとともに、事業規模等の見直しを図り、予算規律を順守すること。特に地権者をはじめ、関係機関等との調整を要する事業については、早期に調整を図ること。

(6) 債務負担行為等

新たな債務負担行為等を設定し、または変更を要する事業については、将来の財政負担や財政健全化法に基づく将来負担比率への影響を考慮する必要があるため、設定する限度額の基となる事業計画の圧縮を図ること。

(7) 土地の先行取得

実施時期が確定していない事業用地の先行取得は、原則認めない。

(8) 9月議会で行われた決算審査における事業評価の結果並びに事務事業評価及び業務棚卸評価の結果については、部局内で十分な協議を行った上で反映させること。

4 特別会計及び公営企業会計の予算要求について

本市の厳しい財政状況を考慮し、各特別会計に対する繰出金・負担金については、可能な限り一般会計への負担の軽減を図ること。

そのため、事務事業の必要性や効果の観点から絶えず見直しを行い、経営改善の徹底に努めること。

また、制度改正の時期など、常に最新の情報を取り入れるよう努めること。

(1) 国民健康保険事業

平成30年度国保制度改革における保険者努力支援制度に対応し、収納率の向上対策、特定健診受診率の向上対策、診療報酬明細書点検事業など、12の指標の達成に努め、一般会計への負担軽減に努めること。

(2) 後期高齢者医療事業

一般会計からの繰入金の対象となる経費の内容や保険料収入額など、歳入歳出ともに精査し、的確な予算要求を行うよう努めること。

(3) 介護保険事業

介護保険事業については、「第7期茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」と整合性を図り、計画的かつ円滑な事業運営に努めること。

(4) 公共用地先行取得事業

既に借り入れた市債の償還に要する経費を適切に算定すること。なお、新規事業については、事業費を的確に見積もり、必ず庁議決定を経て、予算要求すること。

(5) 公共下水道事業

下水道整備については、「茅ヶ崎市下水道整備計画」に基づき事業量を精査するとともに、国庫補助金の動向を見極め、財源の確保に努めること。また、経営の合理性・能率性を発揮し、健全な事業経営に努めること。

なお、既設管路等の維持管理費の増加に対しては、施設の現状を踏まえ、事業手法を的確に選択し、経費負担の抑制に努めること。また、受益者負担金については、負担公平の観点から適正な徴収に努めること。

(6) 病院事業

病院事業については、平成29年3月に策定した「茅ヶ崎市立病院経営計画」に基づき、より一層経営の健全化に努め、一般会計が負担すべき経費が軽減できるように努めること。

5 その他

予算要求書作成に関しては、「平成31年度経費区分基準表」、「平成31年度当初予算要求書作成要領」及び「予算要求基準」に基づくこと。